

認知症対応型共同生活介護グループホーム『おとなりさん』運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団湖聖会が開設する認知症対応型共同生活介護、グループホーム『おとなりさん』(以下「施設」という)が適正な運営を保護するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にあるものに対し、適切な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事を目的とする。

(施設の職種・員数)

第3条 従業員の職種・員数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 管理者 | 1名(介護職兼務) |
| 2 介護職員 | 日中は利用者様3名に対して職員1名の配置
夜間は職員1名の配置 |
| 3 計画作成担当者 | 1名(非常勤専任) |
| 4 看護職員 | 1名(非常勤・隣接介護老人保健施設ききょうの郷兼務) |

(職務内容)

第4条 従業者の職務は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| 1 管理者 | 従業員の管理及び業務の管理を統括し執行する。 |
| 2 介護職員 | 利用者の健康管理、能力に応じ自立した生活ができるよう介護計画により生活介護業務を行う |
| 3 計画作成担当者 | 利用者の能力、本人、家族、介護者の希望、意見等を聞きより良い生活ができるよう計画を作成する。 |
| 4 看護職員 | 利用者に対する日常的な健康管理・服薬管理を行い、医療機関との連携・調整を行う。 |

(入居者定員及び居室数)

第5条 入居者の定員 9名
居室数 9室
短期利用型居室(定員を超えて受け入れる場合、ユニットにつき1名)

(介護の内容)

第6条 1 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切におこなうものとする。

- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に、資するものとする。
- 3 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 5 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。
- 6 職員は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 7 事業者は介護の提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、緊急時やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合その態様・時間・その際の利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設外の者による介護を受けさせてはならない。

(利用料及びその他の費用)

- 第7条 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、その1割の額の支払を受けるものとする。介護給付費の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- なお、法令で定められた一定以上所得のある第1号被保険者の利用負担額は2割または3割となる。
- 2 前項のほか、次に挙げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

①食材料費	1日につき	1,400円
②光熱水費	1日につき	700円
③室料	1日につき	2,400円
⑤おむつ代		実費
⑥理美容代		実費
 - 3 利用者が帰宅、入院等で外泊する場合、食材料費は、出発日、帰設日を除いて減免する。
 - 4 前2号に挙げるもののほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものは、実費請求することとする。

(入所)

- 第8条 1 生活介護は、要介護者であって認知症の状態のあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 2 事業者は、入所申込者の入所に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態であることを確認する。
 - 3 事業者は、入所申込者に必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、他の事業者、施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 4 事業者は、入所申込者の入所に際してはその者の心身の状況、生活歴病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 事業者は、入退居に際しては年月日並びに名称を、利用者の被保険者証に記載するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(退所)

- 第9条
- 1 事業者は、利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行なうものとする。
 - 2 事業者は、利用者の退去の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行なうとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 事業者は、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用者の退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第10条
- 1 事業者は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法そのほかの入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
 - 2 事業者は、入居者が入院治療を要する等、入所者に対し必要なサービスを提供する事が困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な措置を速やかに講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条
- 1 事業者は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡・搬送する等の措置を講じるものとする。
協力医療機関 : 医療法人財団湖聖会 湖山リハビリテーション病院
大松歯科医院
 - 2 事業者は、サービス提供の確保、夜間における緊急時対応等のため、介護老人保健施設との連携及び支援体制を整えるものとする。
医療法人財団湖聖会 介護老人保健施設 ききょうの郷

(非常災害対策)

- 第12条
- 1 事業者は、防火管理者を置くと共に、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火設備・非常放送設備・非常通報装置等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害に対して具体的な防災計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

(記録の整備)

- 第13条 1 事業者は、日々の運営及び利用者等に対するサービスの提供等に関する事項を記録し、常時当該施設の状態を適正に把握するため、次に上げる記録を備えておくものとする。
- 2 管理に関する記録
- ① 施設日誌
 - ② 従業員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ③ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- 3 入退去に関する記録
- ① 入退去の経過及び結果
- 4 サービスに関する記録
- ① 利用者等の台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
 - ② 利用者等のケース記録
 - ③ 診療、看護、介護、機能訓練等の記録
 - ④ 診療録等診察に関する記録
 - ⑤ 献立及び食事に関する記録
- 5 会計経理に関する記録
- 6 施設及び構造設備に関する記録

(勤務体制の確保等)

- 第14条 1 事業者は、利用者に対し、適切な生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 事業者は従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 1 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、利用者又はその家族の希望等を、従業員と協議の上サービス原案を作り、利用者に対して説明し同意を得るものとする。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者のその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。但し短期利用にて、緊急時定員を超えて受け入れる場合や、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 5 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 6 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(身体拘束その他の行動制限)

- 第16条
- 1 入居者ご本人又は入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与その他により入居者の行動を制限しません。
 - 2 入居者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限する場合は、入居者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合施設の従業者は、事前又は事後速やかに、入居者の家族に対し入居者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。
 - 3 施設従業者が入居者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限した場合には、施設サービスに関する書類に次の事項を記載します。
 - ① 入居者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
 - ② 前項に基づく入居者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - ③ 前項に基づく入居者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - 4 身体拘束等の適正化
 - ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
 - ③ 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 従業者に対する虐待を防止するための研修を実施する
 - ② 利用者およびその身元引受人からの苦情処理体制を整備する
 - ③ その他の虐待防止の為の必要な処置を講じる
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。
 - 3 虐待防止の取り組みについて、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止の取り組みを適切に実施するための担当者を置き、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。また虐待の防止のための指針を整備し、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第18条 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者、その身元引受人およびその連帯保証人の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とする。
- 2 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策

定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 3 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者のケアプラン等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を取り扱いしないこととする。

(業務継続計画及び感染症まん延防止等の取り組み)

第19条 感染症の発生又はそのまん延を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施、また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組むこととする。

(地域との連携に関する事項)

第20条 事業所運営に当たっては、地域住民、又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域の交流に努める。

- 2 事業の提供に当たっては利用者、家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者などにより構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、提供しているサービスの内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議における評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所のサービスの質について、自らサービスの質の評価を行うと共に次のいずれかの評価を受けて、継続的な改善に努めると共に、その結果を記録し公表する。
 - ② 運営推進会議における評価
 - ③ 外部の者による評価

(短期利用共同生活介護)

第21条 事業者は、各共同生活住居の定員範囲内における入院時等や緊急時に定員を超えて受け入れる場合など、短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下、「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は認知症対応型共同生活介護の共同生活住居1ユニットにつき1名とする。（定員を超えて受け入れる場合、1ユニットにつき1名とする。）
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
（定員を超えて受け入れる場合、あらかじめ7日もしくは利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度に期間を定める。）
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
（定員を超えて受け入れる場合、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられていないサービスに限る。）

- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入居・退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ります。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、必要事項は別に定める。

付 則

- この規程は、平成14年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年11月 25日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。